

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 293,100	円 318,400	円 399,400	円 531,000	円 717,800	円 930,400	1 付加利用料金  入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額  2 電気料及び暖房料 (1) 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合には
		休日	1階のみ使用	240,500	261,000	327,500	435,400	588,500	762,900	
		その他の日	1階及び2階を使用	243,700	265,300	342,200	441,600	607,500	783,800	
			1階のみ使用	200,000	217,700	280,700	362,300	498,400	643,000	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日	83,400	91,100	113,800	151,800	204,900	265,600		
		その他の日	69,500	75,900	94,800	126,300	170,700	221,100		
附属展示場		土曜日及び休日		54,800	61,200	76,100	102,300	137,300	178,400	
		その他の日		46,100	51,100	63,700	84,700	114,800	148,400	
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		24,950	26,800	33,700	44,800	60,500	78,500	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		20,550	22,450	28,050	37,350	50,500	65,400	
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		11,300	12,350	15,430	20,540	27,780	35,970	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		9,600	10,310	13,040	17,130	23,350	30,170	

									、1 k w h までごとに 40円 (2) 暖房料 暖房を使用する期間 においては、 実費を基準として知 事が定める 額
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

備考1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

- 2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 4 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 5 附属展示場について、その面積の2分の1のみを使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 6 連続する3日以上期間、アリーナを使用する場合（備考7の場合に該当する場合を除く。）にあっては、3日目以降のアリーナの普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
- 7 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
  - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。
  - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
- 8 この表により算出した利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 1,120	円 1,240	円 1,620	円 2,110	円 2,860	円 3,730	電気料 エアコンディ
第1主催者控室	1,120	1,240	1,620	2,110	2,860	3,730	ショナーを使用
第2主催者控室	1,120	1,240	1,620	2,110	2,860	3,730	する場合（主催
第3主催者控室	3,480	3,740	4,740	6,370	8,480	11,110	者事務室、第1
第4主催者控室	380	480	630	740	1,110	1,370	主催者控室、第

第1ロッカー室	1,120	1,240	1,500	1,990	2,740	3,490	2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)において、実費を基準として知事が定める額
第2ロッカー室	1,120	1,240	1,500	1,990	2,740	3,490	
第1シャワー室	480	480	630	850	1,110	1,480	
第2シャワー室	480	480	630	850	1,110	1,480	
特別室	1時間までごとに2,480円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合には主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合には普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区分	普通利用料金						特別利用料金	
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
催事場	A会議室	円 7,610	円 8,360	円 10,350	円 13,840	円 18,710	円 24,190	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	4,620	5,000	6,240	8,360	11,240	14,600	
	C会議室	1,020	1,020	1,380	1,740	2,400	3,120	
会議場	特別会議室	31,320	34,180	42,750	56,980	76,930	99,730	
	第1会議室	6,260	6,840	8,530	11,390	15,370	19,920	
	第2会議室	8,360	9,120	11,400	15,200	20,520	26,600	
	第3会議室	15,680	17,070	21,370	28,490	38,440	49,860	
	第4会議室	31,320	34,180	42,750	56,980	76,930	99,730	
	第5会議室	15,680	17,070	21,370	28,490	38,440	49,860	
	第6会議室	8,360	9,120	11,400	15,200	20,520	26,600	
	第7会議室	9,400	10,260	12,810	17,070	23,070	29,880	
	第8会議室	16,720	18,230	22,790	30,390	41,020	53,180	
	第9会議室	31,320	34,180	42,750	56,980	76,930	99,730	
第10会議室	18,790	20,500	25,640	34,180	46,140	59,820		
特別室	1時間までごとに2,480円							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
催 事 場	舞 台 設 備	せり上げ舞台	1 式 円 12,460	
		演台	1 卓 550	花台を含む。
		舞台用幕	1 式 6,230	
	音 響 設 備	放送設備	1 式 3,980	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1 式 2,250	マイクロホン2本付き
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台 950	
		ミニディスクプレーヤー	1 台 950	
		DVDプレーヤー	1 台 950	
		はね返りスピーカー	1 組 680	
		マイクロホン	1 本 550	
		携帯用拡声器	1 式 740	マイクロホン2本付き
	照 明 設 備	フットライト	1 列 680	
		アッパーホリゾントライト	1 列 1,070	
		ロアホリゾントライト	1 列 550	
		ボーダーライト	1 列 850	
		サスペンションライト	1 列 1,070	
		シーリングライト	1 列 1,670	
		シーリングライト (リング上)	1 列 850	
		スタンド式ライト	1 組 280	
	映 像 設 備	ビデオカメラ	1 台 1,770	
		WEBカメラ	1 台 1,770	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台 930	
		スクリーン	1 台 500	
ス ポ ー ツ 用 具	テニス用具	1 式 630	ボール及びラケットを除く。	
	バレーボール用具	1 式 630	ボールを除く。	
	バドミントン用具	1 式 400	シャトルコック及びラケットを除く。	

等	卓球用具	1式	790	ボール及びラケットを除く。	
	電光表示盤	1式	5,580	2面1式	
その他	ピアノ	1台	4,250		
会議場	音響設備	マイクロホン	1本	550	
		無線式音声受信機	1台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	950	
		DVDプレーヤー	1台	950	
		携帯用拡声器	1式	740	マイクロホン2本付き
	照明設備	ピンスポットライト	1台	1,470	
		液晶プロジェクター1	1台	3,070	スクリーン(200インチ)付き
	映像設備	液晶プロジェクター2	1台	830	スクリーン(100インチ)付き
		プラズマディスプレイ50型	1台	1,170	
		液晶ディスプレイ65型	1台	1,170	
		ビデオカメラ	1台	1,770	
		WEBカメラ	1台	1,770	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,390	
		スクリーン	1台	500	
	その他	レーザーポケットマーカー	1台	130	
ポータブルステージ		1台	440		
インターネット設備		1式	500		

備考1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

## 2 利用料金の適用年月日

令和4年4月1日